

企画競争説明書

業務名称：マリ国マリ技術・職業教育校施設修繕・機材整備計
画準備調査

案件番号：19a00029

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年5月22日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年5月22日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に対する事項

- (1) 業務名称：マリ国マリ技術・職業教育校施設修繕・機材整備計画準備調査
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款雑型：
 - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - () 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年7月中旬～2020年5月下旬

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

【契約第一課 津田 晴香 [Tsuda.Haruka@jica.go.jp】](mailto:Tsuda.Haruka@jica.go.jp)

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。ブ

ロポーナル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総) 第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調) 第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

① 競争開始日（プロポーナル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーナル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーナル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019 年 4 月 1 日以降の公示案件については、「簡易審査」を廃止します。ただし、2019 年 9 月 30 日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

1) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格

2) 機構が 2019 年 3 月までに付与した「整理番号」の所有者

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することができます）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーナルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2019年 5月29日 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2019年 6月3日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年 6月 7日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

なし

- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もって下さい。

なし

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) XOF 1 = 0.190010 円
- b) US\$ 1 = 111.936000 円
- c) EUR 1 = 125.291000 円

5) その他留意事項

なし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／機材計画1（教育計画、機材計画）
- b) 機材計画2
- c) 施設調査（調査および修繕計画）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 8.2 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(当該者の見積価格 - 最低見積価格) / 最低見積価格 \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差（%）に応じた価格点

最低価格との差（%）	価格点
3 %未満	2. 25点
3 %以上 5 %未満	2. 00点
5 %以上 10 %未満	1. 75点
10 %以上 15 %未満	1. 50点
15 %以上 20 %未満	1. 25点
20 %以上 30 %未満	1. 00点
30 %以上 40 %未満	0. 75点
40 %以上 50 %未満	0. 50点
50 %以上 100 %未満	0. 25点
100 %以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5) の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年6月28日（金）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなせ

ていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・調達監理コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・調達監理コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。)及びその親会社/子会社等は、本業務(協力準備調査)の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・調達監理以外の役務及び材の調達から排除されます。

() 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。)及びその関連会社/系列会社(親会社/子会社等を含む。)は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、調達監理以外の役務(審査、評価を含む。)及び材の調達から排除されます。

() 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。)及びその親会社/子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、調達監理以外の役務及び材の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することができます。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：技術教育・職業訓練案件に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・調達監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➢ 業務主任者／機材計画1（教育計画、機材計画）

➢ 機材計画2

➢ 施設調査（調査および修繕計画）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／機材計画1（教育計画、機材計画）】

a) 類似業務経験の分野：技術教育・職業訓練案件に係るB/D、O/D、D/D、SV

b) 対象国又は同類似地域：マリ及び全途上国での業務の経験

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

➢ 【業務従事者：担当分野 機材計画2】

a) 類似業務経験の分野：技術教育・職業訓練案件に係るB/D、O/D、D/D、SV

b) 対象国又は同類似地域：マリ及び全途上国での業務の経験

c) 語学能力：語学評価せず

- 【業務従事者：担当分野 施設調査（調査および修繕計画）】
- a) 類似業務経験の分野：建築案件に係る B/D、O/D、D/D、SV
 - b) 対象国又は同類似地域：マリ及び全途上国での業務の経験
 - c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が國ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目指してください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・調達監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
	(30.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／機材計画1（教育計画、機材計画）	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力：	(-)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	-	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ウ) 語学力	-	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
オ) その他学位、資格等	-	2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	-	(6.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 機材計画2	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	0.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 施設調査（調査および修繕計画）	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	

第3 調査の目的・内容に関する事項

1. 要請の背景・経緯

マリ共和国（以下、「マリ」という。）は、人口：1,854万人、1人当たりGNI：770米ドル（世界銀行、2017年）であり、2013年以降、中・北部におけるイスラム過激派の影響を受ける一方、経済面では平均6.3%の堅実な成長を継続している（IMF、2018年）。

2015年の北部武装勢力との和平合意を踏まえ、政府は、国家再建のための開発計画文書として「経済再生および持続的開発のための戦略的枠組み（2016-2018）」（以下、「CREDD」という。）を策定した。CREDDでは、平和と国民和解の実現等に加えて、持続可能な社会開発を進めるため、基礎的・社会サービスへのアクセス及びサービス改善を目指し、「雇用創出の促進、最も有望な分野への職業訓練の開発と方向づけ」を掲げている。現在、この3年間のCREDD達成状況及び政策評価を踏まえ、次期CREDDを策定中である。

同国における職業教育・訓練は、初步的な技能習得を目的としたインフォーマル職業訓練校と、正規教育と位置づけられ学位取得を伴うより高度な技能人材の育成を目的とした技術・職業教育に大別でき、前者は雇用職業訓練省、後者は国民教育省が管轄している。政府・ドナーの取り組みは、平和と安定のための若年雇用拡充の観点から、短期間の訓練で就業につながりやすい前者に集中しており、後者は指導員の継続的育成やカリキュラムの更新等の中長期的かつ構造的な取り組みを要することから、重視されつつも対応が遅れている。しかしながら、特定の農業生産と鉱物資源に依存する経済構造を多様化し産業振興を図るために、正規教育を受けた高度な技能人材の育成が急務であり、技術・職業教育の早急な拡充と質の改善が望まれている。同国における公立技術・職業教育施設としては、国民教育省管轄の中等教育レベルの技術・職業教育校が全国に26施設ある。中でもバマコ特別区内に所在する4校は規模が大きく、国内や周辺国から多くの学生を受け入れるなど中心的な役割を果たしているものの、どの施設も実習機材の不足や老朽化・陳腐化が著しいことから、現在の産業界が求める技能を習得可能な実践的訓練ができず、本来これら機関が果たすべき高度技能人材の育成という役割を果たせていない。

これを受け、マリ政府はバマコ特別区内の4つの公立技術・職業教育校に対し、実習用機材の供与及び同機材の保管施設の修繕を我が国に要請した。JICAは、労働市場のニーズに合致した高度技能人材の育成を促進し、マリにおける経済再生に貢献するため、また、CREDDの目標達成に資することを期待し、「マリ技術・職業教育校施設修繕・機材整備計画調査」（以下「本調査」という。）では、要請内容の必要性、妥当性を確認のうえ、無償資金協力案件としての適切な事業計画を策定し、概略設計を行い、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

2. 事業の概要

（1）目標：

本事業は、バマコ特別区内に所在する公立技術・職業教育校4校における実習用機材の整備を行うことにより、高度な技能を有する産業人材育成機能の強化を図り、もって当

国の産業人材及び産業の育成に寄与するもの。

(2) 概要：

① 実習用機材整備等

既存の訓練コース（電子機械科、金属加工科、自動制御科、自動車整備科、空調・冷蔵科）の実習活動に必要な機材一式の調達及び据付（老朽化機材の更新含む）等。

② コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネント

詳細設計、入札補助、調達監理、機材の適切な維持管理にかかる施設管理者・使用者向け研修の実施。

③ 調達・施工方法

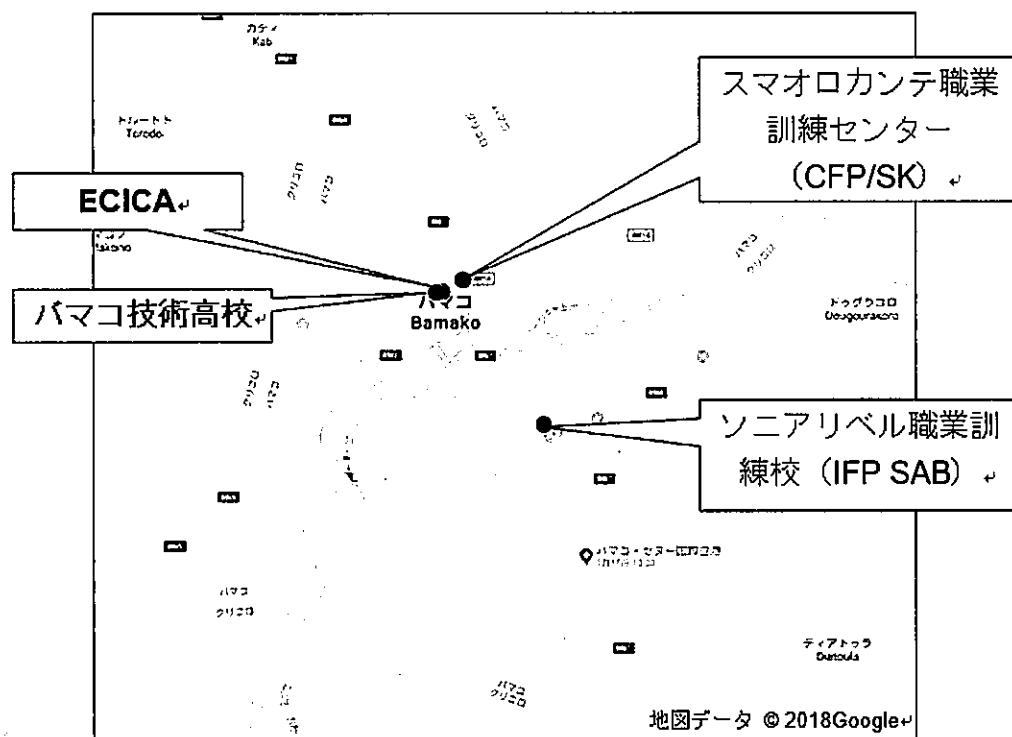
商社入札による機材調達。機材は日本調達（日本又は当国で調達困難な機材は第三国調達）とする。

(3) 対象地域（サイト）：

バマコ特別区内 技術・職業教育校 4 校

なお、本 4 校は、産業商業総務中央学校（ECICA）、スマオロカンテ職業訓練センター（CFP/SK）、ソニアリベル職業訓練校（IFP SAB）、バマコ技術高校（Lycée Technique Bamako）を指す。

バマコ特別地区内地図



(4) 関係官庁・機関

① 監督官庁：国民教育省、技術・職業教育局

② 実施機関：公立技術・職業教育校 4 校

3. 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、人的・技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、機材整備に係る概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項、機材設置の為に必要なマリ政府負担による施設修繕の計画を提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、「マリ技術・職業教育校施設修繕・機材整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がマリ側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な情報収集・協議を行うための現地調査（OD）、及び、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査（DOD）を予定しており、現地調査は計2回とする予定である。

(2) セネガル日本職業訓練センター（CFPT）との連携及び他協力事業の実施状況・計画を踏まえた計画策定について

本事業対象 4 校の指導員には、セネガル日本職業訓練センター（CFPT）（セネガル国ダカール市）にて実施する第三国研修「アフリカ諸国向け職業訓練」、もしくは 2017 年度に JICA が実施した「マリ国行政能力強化（ガバナンス・職業訓練・地方給水）」のための情報収集・確認調査におけるパイロット事業（CFPT における第三国研修）に参加した者が一定数いる。また、2018 年 8 月、マリ政府より第三国研修「職業技術訓練センター指導員能力強化」（CFPT における実施を想定）にかかる要請書を受領しており、2019 年度から開始予定であるところ、本事業における協力内容は、同第三国研修と効果的な相乗効果が得られるものとなることが望ましい。このように、マリにおける技術・職業教育校に対する協力においては、CFPT と良好な協力体制を構築しつつ、CFPT の TICAD 産業人材育成センターとしての機能を活用していくことが不可欠であることを踏まえ、本事業の実施においても、CFPT との情報共有及びその知見を活用した助言依頼を適宜行うこととする。なお、本調査期間中に CFPT 関係者によるマリ出張を実施し、上記第三国研修の訓練内容と整合した機材の選定および整備機材の効果的な使用に向けた適切な維持管理に関する関係者への聞き取り調査及び意見交換を行い結果を反映させる。

(3) 施設修繕調査の位置づけ

本事業の対象 4 校の施設は、建屋主構造（屋根を除く）については機材設置に大きく影響するような劣化や損傷は見受けられないが、雨漏りが顕著な建屋が 4 棟で確認されている。雨漏りは機材設置およびその後の運用・維持管理に大きな影響を及ぼすことから、雨漏りの箇所・状況・修繕方法、修繕必要費用概算に関する調査、並びにマリ政府負担による実現可能な修繕計画の策定（図面（案）を含む）を本調査に含めることとする。なお、本調査においては、施設の劣化度合いにより、簡易な修繕のみでは機材設置不可と判断される建屋・教室については、他の施設・教室への設置の可能性や機材設置計画を再検討する。右検討においても機材設置が困難と判断される場合は、機材設置対象から除外することを基本とする。また、雨漏り以外についても、防塵の状況等、機材の設置・運用・維持管理に必要と判断される修繕については雨漏りと同様に調査に含めることとする。

(4) 計画コンポーネントの優先順位の確認

無償の実施段階にあたっては、交換公文（E/N）後の詳細設計結果や入札結果により計画コンポーネントの一部が実施できない可能性もあるため、各コンポーネントの優先順位及びスコープカットのリスクについて、マリと十分協議を行った上で確認を行う。また要請されていないものの必要なコンポーネントがあれば、追加のコンポーネントの要否を確認し、必要であれば対象に含めることとする。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 機材調達要請の背景・経緯の確認

① 要請内容の確認

ア. 先方との協議を通じて、本計画の政策的な背景・目的を明確にするとともに、要請された内容、先方実施体制（組織、人員、予算、技術水準等）、要請されている各コンポーネントの優先順位を確認する。

② 技術・職業教育事情調査

ア. 対象地域における産業動向・就業需要を確認し、産業界の人材育成ニーズに合致し

た技術・職業教育を各技術・職業教育校が提供するために必要な訓練分野・内容を分析する。

- イ. 2019年度より実施が予定されているCFPTにおける第三国研修の訓練計画、内容を確認し、マリ国内への波及効果が実現するために必要な訓練分野・内容を分析する。
- ウ. 公的技術・職業教育機関としての1教室当たりの適正学生数等の基準や、技術・職業教育施設設置基準、整備基準等を確認する。
- エ. 上記情報を踏まえ、対象校の現状の学生数、及び将来の予測を確認し、必要機材数等を検討する。
- オ. 対象校における現況の授業内容、教員配置状況及びその資質（資格等）を確認する。
- カ. 対象校の年間の授業実施スケジュールを確認する。
- キ. 他ドナーによる技術・職業教育校の建設・修繕・機材供与に関する支援の実施状況及び今後の計画について情報収集を行い整理する。
- ク. 本事業による対象4校の機材設置等実施予定期間中における、学生向け実習の代替場所確保の必要性及び代替計画について実施機関に確認し、整理する。

なお、これらの情報収集・確認においては、「マリ国行政能力強化（ガバナンス・職業訓練・地方給水）の為の情報収集・確認調査ファイナルレポート」も活用することとする。

(4) 機材調達

本計画の監督官庁と実施機関、及びその役割分担を確認し、本事業の実施機関である公立技術・職業教育校4校の組織・権限・人員構成や、近年の予算状況、施設・機材の維持管理にかかる技術水準と実績の情報収集を行い、実施機関としての体制に問題がないかを確認する。

(5) マリ政府負担による施設修繕実施体制の確認

本計画の監督官庁と実施機関、及びその役割分担を確認し、本事業の実施機関である公立技術・職業教育校4校の組織・権限・人員構成や、近年の予算状況、施設修繕にかかる技術水準と実績の情報収集を行い、実施機関としての体制に問題がないかを確認する。

(6) 援助動向調査

対象地域及び当該分野において活動している他ドナーの援助動向を確認するとともに、連携の可能性がある場合は、そのあり方について調査を行う。世界銀行「若者の技能・雇用開発プロジェクト（Projet Développement des Compétences et Emploi des Jeunes）」（2015年-2020年）において、本事業の対象校のひとつであるソニアリベル職業訓練校（IFP SAB）への協力（建物補修及び機材調達）が行われていることは確認されているが、本事業が対象とする学科については、建物補修は行う可能性があるものの機材調達は対象としないとの情報を得ているため、追加情報収集を行い、必要に応じ連携及び役割分担の整理を行う。

(7) 機材調達の計画策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計、機材仕様書（案）の作成）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。設計・積算精度については、入札に対応できる精度を確保する。

① 計画・設計の基本方針

現地調達事情、整備後の維持管理、対象学科の指導員確保等についての対応方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

② 基本計画（機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、無償資金協力プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

③ 機材調達計画

要請された機材の必要性、既存施設における機材活用状況、維持管理の容易さ、現地調達の可能性等を検討し、適切な計画（仕様、個数等）を作成する。

- ・ 調達・据付方針
- ・ 調達上の留意事項
- ・ 調達、据付区分（先方負担との区分）
- ・ 想定する据付場所
- ・ 調達・据付監理計画
- ・ 初期操作指導・運営指導等計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

④ ソフトコンポーネント計画

先方政府関係者と協議の上、本事業完工後の機材・施設の有効活用、適正な維持管理に係る支援（ソフトコンポーネント）の必要性を検討し、必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画を作成する。

特に、2019 年度に開始が予定されている CFPT における第三国研修との相乗効果を最大化すべく、整備機材を効果的に使用した実習方法や、機材・施設の維持管理のための 5S／カイゼンの指導など、CFPT の人的リソースを活用した持続的な支援体制の構築の可能性についても検討する。

なお、ソフトコンポーネント計画の内容は DOD 時に先方と概ね合意を得て議事録に記載する。

(8) 施設調査及び修繕計画策定（雨漏対策等）

原則としてマリ側負担により実施される予定の施設の修繕の内容に関し、機材調達計画に合わせて調達機材の適切な管理のために必要な施設の改修・補修（図面（案）を含む）をマリ側に共有する。

① 調査対象施設

機材設置予定の4学校、実習教室（機材納入対象室）がある建屋10棟

- ・ ECICA: 建屋3棟（実習教室6教室）
- ・ Lycée Technique Bamako: 建屋1棟（実習教室2教室）
- ・ CFP/SK: 建屋4棟（実習教室5教室）
- ・ IFP SAB: 建屋2棟（実習教室2教室）

② 調査内容

事前の調査では建屋主構造（屋根を除く）については機材設置に大きく影響するような劣化や損傷は見受けられないが雨漏りが顕著な建屋が4棟確認されている。

雨漏りは機材設置およびその後の運用に大きな影響を及ぼすことから雨漏りの調査およびその対応について主眼を置いた調査を行う。

ア. 雨漏りに関する調査

a. 小屋組み+折半屋根の建屋

- ・ 雨漏りの状況観察（降雨時に観察）
- ・ 屋根の外観調査（目視調査）；損傷・欠陥の有無、鋲の状態、各種シール、固定ボルトなど（棟包みや破風なども含む）
- ・ 折板屋根の鋲の状況（目視観察）および残存板厚測定（超音波板厚計 ノギス測定など）
- ・ 明り取り用屋根板の状況調査（目視など）；材料劣化の程度など
- ・ 鉄骨小屋組みの調査（目視調査）；鋲の状態、溶接やアンカーボルトの状態、損傷・劣化の有無の確認など

b. 陸屋根（コンクリート屋根）の建屋

- ・ 雨漏りの状況観察（降雨時に観察、または水張り試験による観察）
- ・ 屋上の外観調査（防水シートの状況、排水口の状況など）
- ・ ウルディー工法の場合は小梁を含むコンクリート屋根の状態（コンクリートのクラック、鉄筋の鋲など）の確認を可能な範囲で行う

イ. 構造躯体などに関する調査

- ・ 外観目視調査（沈下などによる変形や損傷の有無、モルタル壁のクラックや劣化など）
- ・ 窓やドア、床、壁などの現状調査（場合によっては柱などの主構造（RC）の強度調査）

ウ. マリ側が負担で行う補修・改修工事内容の作成（図面（案）を含む）

上記調査で機材設置が可能と判断される補修・改修案（図面（案）を含む）を作成

し、概算で修繕費を算定。

工. 調査に際しての留意点

- ・ 鉄骨小屋組み+折半屋根の建屋（切り妻屋根）は高さが高く屋根の上に登るアクセスがない。また、屋根の上に登っての調査では転落・墜落や踏み抜きなどの事故を防止するための安全の確保も重要である。
- ・ 雨漏りの状況を観察するためには雨季での現地調査が必須である。
- ・ 現地調査に関しては現地再委託¹も考慮して調査計画を策定すること

（9） 調達・施工事情調査（現地調達、第三国調達、代理店など）

- ① 設置機材の原産国、調達先（現地調達、第三国調達、本邦調達）、調達方法、調達価格、搬入ルート・輸送手段、免税・通関手続き等について調査し、現地調達事情を考慮した機材調達計画を策定する。
- ② スペアパーツ等の原産国、調達先、価格（輸送費及び輸送保険料、近年の物価上昇率を含む。）、アフターセールサービスの内容等を考慮し、調達方法の検討を行う。

（10） 相手国側負担事業の概要

相手国負担事項（機材設置のための施設の修繕、公共ユーティリティの引き込み、免税の申請・取得等）のプロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの省庁によって、どのような手続きで行われるか、現地で必要に応じて調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法で実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新していくものである。

¹ 現地再委託案としては以下の通り。

- ・ 調査用足場や安全施設の調達、設置・撤去確保。
- ・ 外観調査（目視および写真・ビデオ撮影等）折半の板厚測定（測定では錆の撤去、測定後の再塗装が必要）。
- ・ 防水シートの一部撤去（下地のコンクリートの確認など）及び現況復旧。
- ・ コンクリート屋根の劣化状況調査（屋上もしくは室内から既存のモルタルを一部撤去してウルディー工法の小梁の状況および鉄筋の錆の状況などの確認を行う）。
- ・ 必要であれば、既存躯体のコンクリート強度の測定（打撃式強度測定機による）、測定箇所のモルタルの一部撤去・復旧が必要。
- ・ その他調査に必要な資機材の調達等。
- ・ 上記調査結果の報告書の作成。

免税情報は JICA セネガル事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA セネガル事務所と協議し、既存情報の収集と情報アップデートを行う。調査終了時には収集した情報をまとめ JICA セネガル事務所へ報告する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、調査報告書に添付する。

(11) 本計画の運営・維持管理計画

- ① 本事業が対象とする 4 校の技術・職業教育校の設備、機材の運営・維持管理体制（含、人員配置、技術レベル、予算措置）を確認する。
- ② 運営・維持管理にかかる経費を積算し、また先方の経費負担能力を確認する。
- ③ 本計画実施後の運営・維持管理の体制、方法、予算について、保守、修理を含めた計画を先方が実施可能な規模や範囲を念頭におきつつ作成・提言する。また、運営・維持管理の為に必要な人員が現状において不足している場合、その確保・要請計画についても先方へ提言する。

(12) 機材調達の概略費の算定

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する協力対象事業の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル」を参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

① 準拠ガイドライン

積算に当たっては、上記マニュアルの機材編を参照する。

② 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

(13) 機材調達実施に当たっての留意事項

協力対象事業の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。

(14) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(15) 機材調達実施の評価指標の設定

無償資金協力プロジェクトに関するプロジェクトの評価は妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

- ① 定量的効果：「調達機材を用いた実習授業時間数の増加」と「調達機材を用いた受講者数の増加」が想定されるが、基準値（2019年度実績値）と目標値（2023年、事業完成3年後）については本調査にて確認。
- ② 定性的効果：「機材利用による実習指導の質が向上する。学生の習熟度が向上する。産業界のニーズに合致した人材が輩出される」ことが想定されるが、詳細について本調査にて確認。

(16) ジェンダー課題に関する調査

- ① 対象校における学生数や教員数の男女別の統計データやジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。
- ② 既存施設視察、女子学生や女性教員に対するヒアリングを行い、既存施設に対するコメント、女子学生の就学促進のための改善案に関する情報を収集する。

(17) 現地調査結果概要の作成・説明

現地調査の結果を踏まえ、帰国後10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

(18) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

(19) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をマリ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(20) 準備調査報告書等の作成

マリ政府関係者等への準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の説明・協議の結果を踏まえ、最終的に①概略事業費（無償）積算内訳書、②概要資料、③準備調査報告書、④デジタル画像集を作成する。なお、準備調査報告書、準備調査概要資料は、「無償報告書ガイドライン」に従った内容とする。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(10)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- | | |
|---|---|
| (1) 業務計画書 | : 和文 3 部 |
| (2) インセプション・レポート | : 和文 2 部
: 仮語 15 部 |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文 10 部 |
| (4) 準備調査報告書（案） | : 和文 10 部
: 仮語 15 部 |
| (5) 概略事業費（無償）積算内訳書 | : 和文 2 部 |
| (6) 機材仕様書（案） | : 和文 6 部
: 仮語 6 部 |
| (7) 施設修繕計画（案） ² | : 和文 6 部
: 仮語 6 部 |
| (8) 概要資料 | : 和文 1 部及び CD-R 1 枚 |
| (9) 準備調査報告書 | : 和文（製本版） 8 部及び CD-R 1 枚
: 仮語（製本版） 12 部及び CD-R 3 枚
: 和文（簡易製本版） 2 部及び CD-R 1 枚 |
| (10) デジタル画像集 | : CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程） |
| (11) プロジェクト進捗報告書（Project Monitoring Report）初版 | : 仮語（データ提出） |
| (12) 免税情報シート | : 和文（データ提出） |

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5) については「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月）の「機材編」（2017 年 7 月）を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2014 年 1 月）」を参照することとする。

注3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014 年 11 月）」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注6) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、外国語報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

² 当該施設修繕計画（案）の実施は原則マリ政府により実施される。

8. その他提出物

(1) 議事録等

現地調査時に、相手国政府関係者との間で重要な協議、事実の確認等を行う場合には、相手国政府との間で認識の不一致が生じないよう記録しておくべきと考えられる協議結果の概要について議事録等に取りまとめ、JICA に対しても速やかに提出すること。

(2) 相手国政府への提出文書

相手国政府に文書を提出する場合には、内容により事前に JICA に確認を行うとともに、その写しを速やかに JICA に提出する。

(3) その他

事前勉強会、対処方針会議、帰国報告会の他、本調査のために JICA が必要と判断する会議について、議題、出席者、議事概要等を、議事録（案）（発注者が指定する様式により A4 版 4~5 枚以内）にとりまとめ、会議開催日を含め 3 営業日以内に JICA に提出すること。上記提出物の他、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出すること。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2019年7月中旬より国内準備を開始し、2019年8月下旬より第1回現地調査を行う。帰国後に国内解析（積算審査に係る期間を含む。）を実施し、2020年2月下旬に第2回現地調査（準備調査報告書（案）の説明）、2020年3月中旬までに概要資料を、2020年5月中旬までに準備調査報告書を提出する。

項目 時期	2019 年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020 年 1月	2月	3月	4月	5月
(概略設計調査)											
事前準備		■									
現地調査(OD)			■								
国内解析				■	■	■	■				
概略設計ドラフ ト説明(DOD)								■			
国内整理									■		
概略設計/ 概要資料提出国 内整理										△	
最終報告書提出											▲
最終報告書提出											▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務従事者の構成（案）

本業務は、以下に示す分野を担当する団員を想定している。業務内容・業務工程を考慮し、より適切な団員構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安

を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 業務主任/機材計画 1 (教育計画、機材計画) : 2 号 (評価対象者)
- 2) 機材計画 2 : 3 号 (評価対象者)
- 3) 設備計画 1 (ユーティリティ、据付) :
- 4) 設備計画 2 (ユーティリティ、据付) :
- 5) 施設調査 (調査および修繕計画) : 3 号 (評価対象者)
- 6) 調達計画/積算 :
- 7) 通訳 (仏語) :

(2) 調査人員

第1次現地調査：1)、2)、3)、4)、5)、6)、7)

第2次現地調査：1)、2)、7)

(3) 業務量の目安： 14.73M/M (通訳除く)



(4) 通訳の備上

本調査には通訳（仏語）の1名を必ず配置すること。備上に際しては、必要経費（直接費のみ）を見積書に記載すること。

また、日本から参団する通訳団員に加え、現地での英語ー仏語通訳備上も必要に応じ1名まで認める。備上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

3. 公開資料

下記資料は JICA ホームページ(<http://www.jica.go.jp/>)にて閲覧可能。

- (1) 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010年4月)
<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>
- (2) ODA建設工事安全管理ガイド (2014年9月)
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html
- (3) JICA不正腐敗防止ガイド (2014年10月)
http://www.jica.go.jp/information/info/2014/20141009_01.html
- (4) 協力準備調査 設計・積算マニュアル (試行版) (2009年3月)
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_man.html
- (5) セネガル日本職業訓練センター運営能力強化プロジェクト HP
<https://www.jica.go.jp/project/senegal/007/index.html>
- (6) ODA見える化サイト マリにおける過去の無償資金協力案件
https://www2.jica.go.jp/ja/oda/index.php?anken=&area1=%E3%82%A2%E3%83%95%E3%83%AA%E3%82%AB&country1=%E3%83%9E%E3%83%AA&area2=&country2=&area3=&country3=&field1=&field2=&field3=&grant_aid=%E7%84%A1%E5%84%9F%E8%B3%87%E9%87%91%E5%8D%94%E5%8A%9B&start_from=&start_to=&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2



4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 第1次現地調査

- ① 団員構成：総括、計画管理
- ② 調査行程：約10日間

- ② 調査行程：約10日間
- ③ 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて機材の絞り込みおよび一部施設計画を検討し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取り纏める。

(2) 第2次現地調査（報告書案説明）

- ① 団員構成：総括、計画管理
- ② 調査行程：約10日間
- ③ 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

5. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国の施設・機材等調達方式の無償資金協力プロジェクトとして実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び調達監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・調達監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2019年4月）の様式4-2および様式4-3を準用した表を添付する。

また、現地調査開始前までに、調達予定の機材のリスト及びその優先順位、当該機材を活用した新設コースのカリキュラム、並びに、新設コースの対象とする者の範囲について、一定程度特定していることが望ましい。

(2) 業務主任の現地調査期間中の活動

業務主任は、JICAから派遣される総括団員滞在期間中は原則として、同総括団員の調査に同行することとするが、業務主任以外の業務従事者は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 安全管理

調査実施にあたっては、関係者の安全確保に最大限配慮し、当地の治安状況については在外公館及びJICAセネガル事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。特に、マリ国内滞在中は、JICAが定める安全対策の手引き及び行動規範を遵守することは当然ながら、安全管理のため必要に応じて出される日本国大使館及びJICAからの指示に従うこととする。

また、JICAセネガル事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況や移動手段等についてはJICAセネガル事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。緊急時の連絡手段として、「衛星携帯」を受注者側で準備し、マリ国内滞在中に携帯する必要がある。現地業務期間中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

(4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(5) 本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している。

以 上